

# 一般教育訓練明示書

講座の名称	ほほえみ介護職員初任者研修													
実施方法	① 通学（昼間・夜間・土日） ② <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">通信</span> スクーリング(回数 13 回)													
指定講座番号	2	1	0	8	7	—	1	7	2	0	0	6	—	4
講座の創設年月日	一般教育訓練給付金対象講座の指定期間				過去一年の講座実績	入講者数(累積) (10人)				修了者数 (10人)				
H25年9月25日	R5年9月30日まで													
訓練期間	6ヶ月					総訓練時間				130時間				
1. 教育訓練目標														
①取得目標とする資格の名称、目標レベル						介護職員初任者研修修了								
②①に係る資格・試験等の実施機関名称						厚生労働省								
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等						資格取得の意欲があり、心身ともに健康である者								
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況						福祉業界、介護業務において必要な資格であり、介護・医療・福祉業界及び高齢者・障害者(児)に関わるサービス業界等で活用されている。								
2. 教育訓練の内容														
教科 (カリキュラム)						時間		使用教材名						
職務の理解						6		介護職員初任者研修テキスト						
介護における尊厳の保持・自立支援(内通信5時間)						9		全2冊						
介護の基本(内通信2時間)						6		出版:(株)QOLサービス						
介護・福祉サービスの理解と医療との連携(内通信4時間)						9								
介護におけるコミュニケーション技術(内通信3時間)						6								
老化の理解(内通信3時間)						6								
認知症の理解(内通信2時間)						6								
障害の理解(内通信1時間)						3								
こころとからだのしくみと生活支援技術(内通信12時間)						75								
振り返り						4								
3. 受講者となるための要件 (この講座を受講するために必要とされている条件など)														
①受講するに当たって必要な実務経験等						特になし								
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準						特になし								
③その他						特になし								

# 一般教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況					
<b>(1) 資格取得状況</b>					
① 昨年度内の受講修了者数	10	人			
② ①のうち目標資格の受験者数	10	人	受験率(②/①)	100.0	%
③ ②のうち合格者数	10	人	合格率(③/②)	100.0	%
④ 上記②・③の回答者数	10	人			
<b>(2) 受講修了者による講座の評価等</b>					
① 回答者総数		10	人		
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	3	人	②A: 就業者計	10人
	2 非正社員、派遣社員	6	人		
	3 その他の就業(自営業等)	1	人		
	4 非就業	0	人	②B: 非就業者計	
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	3	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)	10人
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	0	人		
	3 社内外の評価が高まる	1	人		
	4 円滑な転職に役立つ	1	人		
	5 趣味・教養に役立つ	4	人		
	6 その他の効果	1	人		
	7 特に効果はない	0	人		
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる	0	人	④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	0人
	2 希望の職種・業界で就職できる	0	人		
	3 より良い条件(賃金等)で就職できる	0	人		
	4 趣味・教養に役立つ	0	人		
	5 その他の効果	0	人		
	6 特に効果はない	0	人		
⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	0	人	⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	0人
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	0	人		
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	0	人		
	4 就職していない	0	人		
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足	4	人	⑥の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)	10人
	2 おおむね満足	6	人		
	3 どちらとも言えない	0	人		
	4 やや不満	0	人		
	5 大いに不満	0	人		
5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法					
1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法		各授業に必ず出席。欠席した場合は補講を受講。通信課題の添削。介護技術演習は習得度評価A～C段階評価B以上を合格とする。修了評価は筆記とし、70点以上を合格とする。			
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数		期間:13日間 場所:岐阜県可児市内施設 条件:通信課題修了と全日程出席			
6. 修了を認定するための基準並びに修了を認定する時期及びその方法					
基本的な介護を実践するために最低限必要な知識、技術を理解できているかどうか、基本的介護技術に基づく技術の習得状況の確認(習得度評価A～C段階評価でB以上が合格)と筆記試験(70点以上で合格)にて修了評価する。修了を認定した者には修了証の発行をする。					

# 一 般 教 育 訓 練 明 示 書

7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法			
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	通信課題添削後、合格点に達していない者は再提出及び再学習を促す。質問は都度受け付ける。		
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	受講者からの要望があれば相談に応じる。		
8. その他の事項			
指定教育訓練実施者名 及び代表者名	医療法人純真会あんどクリニック		(代表者名: 安藤文夫)
住所及び連絡先	岐阜県可児市下恵土3440-678		TEL 0574-63-6611
施設名称及び施設長名	同上		(施設長: )
住所及び連絡先			TEL
給付制度担当部署・者	介護福祉士実務者研修事務局		(担当者: 後藤/加藤)
連絡先	TEL 0574-60-3460		
一般教育訓練経費 支払い方法	1. 一般教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②)		61,000 円
① 一括払	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)		0 円
② 分割払	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	(うち、必須教材費	61,000 円 ) 3,300 円 )
③ 両方可	2. 一般教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④)		円
	① 任意の教材費 (税込額)		円
	② 実習等に伴う交通費・宿泊費 (税込額)		円
	③ 施設維持費 (税込額)		円
	④ その他 (法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)		円
	3. 総額 (1+2) (税込額)		61,000 円

〔特記事項〕

--

## 教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用して頂くために、以下の点について十分にご理解頂くようお願い致します。

- (1) 一般教育訓練給付の支給対象となる教育訓練経費とは、教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料(最大1年分)に限られます。
- (2) 受講料には、受講費の他、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の機材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額(クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。)も教育訓練経費に含まれるものではありません。
- (3) 現金等(有価証券等を含みます。)や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請する事が必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

- (4) 一般教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、かつ、修了した場合にのみ支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、又は修了試験等を受験等した場合には、一般教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を終了したものとは認められませんので、一般教育訓練給付金の支給を受けることはできません。